中小企業庁

中小企業・小規模事業者を応援します

平成26年度補正予算案

～地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策～

中小企業・小規模事業者対策のポイント

取引価格の適正化に取り組みます

資金繰り・事業再生を支援します

ものづくり・商業・サービス革新
省エネ設備の導入を支援します

小規模事業者の持続化・創業を目指す方
地域資源の活用を応援します

人材の育成・確保を支援します

事業承継の円滑化に取り組みます

詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧いただけます。

ミラサポ
未来の企業★応援サイト

ミラサポ　検索

取引価格の適正化に取り組みます

お問い合わせ先：①②中小企業庁取引課　03-3501-1669
③中小企業庁財務課　03-3501-5803
④中小企業庁消費税転嫁対策室　03-3501-1502又は1503

➢ 円安による原材料・エネルギーコスト増加分の取引価格の適正化

①平成26年12月16日の政労使会議で確認された「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」に基づき、政労使が一致協力して、仕入れ価格の上昇などを踏まえた取引価格の適正化に総合的に取り組みます。原材料・エネルギーコストの適正な価格への上乗せなど、取引の適正化について、様々な機会を活用して、要請しています。

②下請代金法に基づき、大企業約200社に対する立入検査を集中的に行います。また、消費税転嫁Gメンも、消費税の転嫁状況とともに、原材料・エネルギーコスト増加分が価格に適正に上乗せできているか、厳正に確認を行っています。さらに、全国の「下請かけこみ寺」や商工会・商工会議所等において、原材料・エネルギーコスト増に関する相談を受け付けています。

➢ 消費税転嫁対策

予算額　37億円

③消費税の円滑な転嫁に向け、中小企業団体などと連携して、相談窓口の設置や専門家派遣などを通じた、きめ細かなサポートを行います。

④消費税分の価格への上乗せを拒否するなどの違反行為を取り締まるため、全事業者への書面調査を実施するとともに、消費税転嫁Gメンが積極的に情報収集や検査などを行います。

資金繰りや事業再生を支援します

予算額　1,380億円
※財務省計上709億円含む

お問い合わせ先：中小企業庁金融課　03-3501-2876

➢ 中小企業・小規模事業者への資金繰り支援

①日本政策金融公庫や商工中金が、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来たす中小企業・小規模事業者や省エネ投資を促進する事業者、また、女性等による創業や円滑な事業承継など地域における前向きな取組を行う事業者、さらに、NPO等の新たな事業・雇用の担い手に対する融資を行います。

～ 継続・拡充・創設する主な融資制度 ～

●原材料・エネルギーコスト高対策

・「セーフティネット貸付」の継続・拡充（運転資金）：利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に、金利を最大0.6%（小規模事業者は最大0.8%）引き下げます。
⇒ 貸付限度額：中小企業事業・商工中金７億2,000万円、国民生活事業4,800万円

・「省エネルギー促進融資」の創設（設備資金）：利益率が低下している中で、省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する場合に、金利を0.65%引き下げるとともに、従来とは別枠の貸付限度額とします。
⇒ 貸付限度額（別枠）：中小企業事業７億2,000万円、国民生活事業7,200万円

●創業支援・地方創生関連

・「創業支援貸付利率特例制度」の創設：創業前や創業後１年以内の場合に、金利を0.2%（女性や若者、U／Ｉターンによる創業者は0.3%）引き下げます。

・「事業承継・集約・活性化支援資金」の創設：事業の承継等に当たり、安定的な経営権の確保や付加価値向上などを行う場合に、金利を0.4%引き下げます。
⇒ 貸付限度額：中小企業事業７億2,000万円、国民生活事業7,200万円
※資本性劣後ローンを、従来とは別枠の貸付限度額（中小企業事業３億円、国民生活事業4,000万円）で利用することが可能です。

②信用保証協会が、地域金融機関と連携して経営支援を実施し、また、経営力強化保証※等による借換保証を推進することにより、経営支援と一体となった資金繰り支援を行います。また、災害対応を支える信用保証の迅速化・柔軟化を図ります。

※中小企業・小規模事業者が金融機関や税理士等の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免（概ね▲0.2%）し、経営の状態を改善する取組を強力にサポートする制度です。

●借換保証：既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換える際、複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減されるほか、新たな据置期間の設定も可能です。

●信用保証協会による積極的な経営支援：経営の安定に支障が生じ、条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者などの経営改善を促進するため、信用保証協会において、地域金融機関等と連携した経営支援の取組を一層強化します。

●自然災害への対応の強化：近年の自然災害（大雨等）増加を踏まえ、セーフティネット保証４号について、災害救助法が適用された時点で発動するなど、運用基準を弾力化し、自然災害に対し迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業・小規模事業者の一層の安全・安心を確保します。

➢ 中小企業・小規模事業者への事業再生支援

③中小企業再生支援協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速していきます。

【補助金関係】

ものづくり・商業・サービス革新を支援します　予算額　1,020億円

お問い合わせ先：中小企業庁技術・経営革新課　03-3501-1816

➢ ものづくり・商業・サービス革新補助金

〇新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が取り組む事業革新の費用の2／3を補助します。今回は、共同体で行う設備投資なども支援対象に追加します。

補助対象：①新しいサービス、新商品・試作品の開発
②複数者が共同で取り組む設備投資等
※②については、創業間もない企業や小規模事業者は申請書類が簡素化されます。

補助上限額：①1,000万円　②共同体で5,000万円（500万円/社）
※設備投資をせずにサービス開発をすることもできます（上限700万円）

省エネ設備導入を支援します　予算額　930億円

お問い合わせ先：資源エネルギー庁省エネルギー対策課　03-3501-9726

➢ 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

①最新モデルの省エネ機器・設備を対象に、費用の1／2を補助します。その際、導入前後のエネルギー使用量の提出を省くなど申請手続きを簡素化します。

②このほか、工場・オフィス・店舗等の省エネに資する設備の更新・改修についても費用の1／2を補助します。（エネルギー管理支援サービスを活用した場合は2／3）

小規模事業者を応援します　予算額　252億円

お問い合わせ先：中小企業庁小規模企業振興課　03-3501-2036

➢ 小規模事業者の持続化支援

①小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓の費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）の2／3を補助します（持続化補助金）。また、①複数の事業者が連携した取組や②雇用対策・買い物弱者対策への取組を行う事業者に対しては重点的に支援（補助上限のアップ）します。

補助上限額：50万円（①500万円、②100万円）

②既存の商圏を超えた広域に販路を拡大しようとする小規模事業者を対象に、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援などを行います。

創業を目指す方を応援します　予算額　50億円

お問い合わせ先：①③中小企業庁創業・新事業促進課　03-3501-1767
②中小企業庁財務課　03-3501-5803

➢ 創業・第二創業促進補助金

①創業費用の2／3を補助します。　補助上限額：200万円

②事業承継を契機として既存事業を廃業し、業態変換する際（第二創業）にかかる費用（廃業コストを含む）の2／3を補助します。
補助上限額：1,000万円

③産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者※による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。
補助上限額：1,000万円、補助率：2／3
※商工会議所・商工会や地域金融機関（地銀・信金等）、一般社団・財団法人、NPO法人など

地域資源の活用を応援します　予算額　40億円

お問い合わせ先：中小企業庁創業・新事業促進課　03-3501-1767

➢ ふるさと名物応援事業

①中小企業・小規模事業者が、地域資源活用や事業者連携により行う商品・サービスの開発等にかかる費用の2／3を補助します。
補助上限額：500万円、1,000万円

②小売事業者等が、製造事業者と連携して「ふるさと名物」などの販路開拓に取り組む際にかかる費用を補助※します。　補助上限額：1,000万円
※大企業への補助率は1／2、中小企業等への補助率は2／3

③複数の中小企業・小規模事業者が、「ふるさと名物」などを地域ブランド化するための取組を行う場合、その費用の2／3を補助します。補助上限額：2,000万円

④地域資源を海外展開させるため、国内外の専門家などを活用して行う、ものづくり、食、観光等の地域資源の発掘や、海外向け商品の開発等の取組を支援します。

※ふるさと名物については、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」による「ふるさと名物商品券」を活用して、消費を喚起します。

中小企業庁では、補助金申請書類作成負担軽減のため、原則３枚以内にします！
賃上げや人材育成等に積極的な企業を優先的に採択します！

人材の確保・育成を支援します　予算額　60億円

お問い合わせ先：①中小企業庁経営支援課　03-3501-1763
②経済産業政策局産業人材政策室　03-3501-2259
③製造産業局参事官室　03-3501-1689

➢ 中小企業・小規模事業者人材対策事業

①地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から、地域の中小企業・小規模事業者が即戦力として必要とする人材を発掘し、紹介・定着までを一貫支援します。

②「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、地域の複数の中小企業・小規模事業者による出向や共同研修等を通じて、地域の企業における人材育成を支援します。

③ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く人材を育成するための研修費用の2／3を補助します。

事業承継の円滑化に取り組みます　予算額　24億円

お問い合わせ先：中小企業庁財務課　03-3501-5803
中小企業庁小規模企業振興課　03-3501-2036

➢ 中小企業新陳代謝円滑化普及等事業

〇平成27年1月の相続税引上げ、事業承継税制拡充の施行、小規模企業共済制度の見直しなどにあわせて、事業承継・廃業などに関する施策・制度の講習会・説明会の開催や、個別相談員の派遣などを行います。

※このほか、商店街の活性化のために、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」により、地方公共団体が、「プレミアム付商品券」発行や創業支援等を実施できます。